



高知県立消費生活センター

地域見守り情報

電力の契約先変更は慎重に

平成28年4月1日から電力小売の全面自由化が始まり、住居エリア以外の電力会社を含め、様々な小売電気事業者から電気の供給を受けることができるようになりました。

もうすぐ3年を迎えようとしていますが、この間「電気代が安くなると電話があり、説明を聞いただけで契約したつもりはないのに契約書が送られてきた」「電話がかかってきた事業者に個人情報伝えてしまった」などの相談が急増していますので注意が必要です。

また、電気の供給事業者を切り替えて、再び元の電力会社との契約に戻す場合に、以前には適用されていた割引特典などが受けられないこともあるので確認しておきましょう。

【県内事例①】

「現在使っている電気料金より安くなる」と事業者から電話があり、一方的に事業者が話すことを聞いて電話を切った。後日事業者から書面が届いたが、電話で話した日が契約日になっており、利用開始日も記載されていた。自分は話を聞いただけで契約したつもりはなかった。

(60代 女性)

【県内事例②】

「電力の切り替えをすれば、電気料金が5%安くなる」と電話があった事業者に、聞かれるままに電気料金の請求書に記載されているワット数、今月の料金、番号などを教えてしまった。契約になっているのか。

(70代 女性)

アドバイス

- 1 契約先は、国の登録を受けた「小売電気事業者」か、又はその代理店か確認しましょう。経済産業省資源エネルギー庁のホームページで確認できます。
- 2 契約の内容（契約期間、毎月の電気料金、解約するときの条件など）を確認し、十分理解したうえで契約しましょう。
- 3 電気の供給事業者を切り替えるつもりがない場合は、請求書（検針票）に記載された情報は伝えないようにしましょう。
- 4 停電など、困った事態が発生した場合の連絡先を確認しておきましょう。

